藤枝市公印、電子公印及び電子署名カードに関する規則　新旧対照表

改正前	改正後
（電子署名の付与） 第１５条　（略）	（電子署名カードによる電子署名の付与） 第１５条　（略） （立会人型電子契約サービスによる電子署名の付与） 第１５条の２　前条の規定にかかわらず、立会人型電子契約サービス（藤枝市及び契約の相手方の指示に基づき、電磁的記録に立会人型電子契約サービス提供事業者が自身の署名鍵による電子署名を付与するサービスをいう。）を用いて電子署名を行う場合は、当該立会人型電子契約サービス提供事業者が付与する電子署名によることができる。 ２　所属長は、立会人型電子契約サービスにより電子署名を行うときは、立会人型電子契約サービス上に送信された電子文書と決裁済みの原議書とが相違ないことを確認し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の付与を指示するものとする。 （立会人型電子契約サービスのアカウントの管理） 第１６条の２　所属長は、立会人型電子契約サービスに接続するアカウントを管理し、当該アカウントのパスワードが第１５条の２第２項の確認及び指示を行う者以外の者に知られることのないようにしなければならない。